

東京財団政策懇談会資料(2009. 7. 1)

福嶋浩彦

1. 国政は国会(議会)中心主義だが、自治体は違う!

	自治体議会	国会
機関の性格	「議事機関」 憲法93条1項 ※議事=会合して相談すること	「国権の最高機関」「国の唯一の立法機関」 憲法41条
構成員	「住民が直接、これを選挙する」 同93条2項	「 <u>全国民を代表する</u> 選挙された議員」 同43条
権力の行使	<u>住民も直接行使する</u> ・特別法の制定は、「住民の投票においてその過半数の同意」 同95条 ・住民が条例案を直接請求により提案（地方自治法）	「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」 「その権力は <u>国民の代表者がこれを行使</u> 」 同前文
リコール・解散	住民の直接請求に基づく住民投票で議員リコール、議会の解散（地方自治法）	「議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない」 同51条
首長の選出	<u>住民は長の選出を議会に委ねない</u> 「住民が直接、これを選挙する」 同93条2項	「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名」 同67条

2. 自治体は直接民主制をベースにした限定的な二元代表制

○選挙で選んだ長と議会、住民の直接参加、この3つの緊張関係で自治体を運営

- 1) 住民は、全体意思によって長・議会を解任できる【地方自治法】
- 2) 住民は、条例案を提案できる【地方自治法】
- 3) 住民は、自治体の財務行為を直接追及(住民監査請求・住民訴訟)【地方自治法】
- 4) 議会と長は、多様な住民の意見を聞いて意思決定する(住民参加)【基本条例】
- 5) 住民は、必要があれば全体意思を示し、長・議会はそれを尊重する【常設型住民投票条例】【基本条例】

○議会は重要な決定を担当し(基本構想、予算、条例、契約など)、決定者として長・行政を監視
議会が決定機関であるならば 【基本条例】

- 1) 決定の過程で構成員(議員)同士の議論が必要 ⇨チェック機関なら個々の構成員が質問
- 2) 決定の過程で住民の参加が必須。長(行政)への参加よりも重要
- 3) 決定したことを機関として住民に報告する義務がある